



平成24年7月18日

国土交通省

地方運輸局等における安全防災・危機管理対応体制の強化について

地方運輸局は、国土交通省の地方支分部局として、地域における公共交通、観光振興、運輸事業振興等の施策の企画立案、鉄道・自動車・海事関係の安全確保に関する業務等を行っております。

今般、別添の通り、各地方運輸局等（神戸運輸監理部を含む）において、運輸局長をヘッドとする「運輸安全防災・危機管理業務推進本部」を設置するとともに、モード横断での運輸安全マネジメント評価の実施をはじめとした安全関係業務をより総合的に実施していく体制として、局次長をヘッドとする「運輸安全推進室」を設置することとしましたのでお知らせします。

なお、内閣府沖縄総合事務局運輸部においても、同様の体制の整備について近日中に実施するよう現在調整中です。

お問い合わせ先：

大臣官房運輸安全監理官 瀬井・司馬

（代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8797、

内線：22052, 22053）

地方運輸局等における安全防災・危機管理組織体制の強化について

1. 背景

地方運輸局は、国土交通省の地方支分部局として、地域における公共交通、観光振興、運輸事業振興等の施策の企画立案、鉄道・自動車・海事関係の安全確保に関する業務等を行っております。

各地方運輸局等（神戸運輸監理部を含む）では、平成21年から局次長を本部長とする「運輸安全業務推進本部」を設置し、運輸安全マネジメント評価等の運輸安全業務を一体的に推進しております。

このような中、東日本大震災が発生し、東北運輸局は物資輸送支援や公共交通の復旧・再開に向けての支援・調整等について局が一体となって対応し、関係機関と調整する等、その役割を果たしました。こうした経験を踏まえると、大規模災害の発生時に旅客輸送確保や緊急物資輸送等が円滑に行われることを確保するためには発生前から様々な関係者間で調整しておくことがより一層重要となってきております。新型インフルエンザ対策においても、様々なモードが一体となって対応することが必要となってきております。

従来より防災会議等の設置をはじめとして各地方運輸局等においても防災対応等を行ってきたところですが、今後、安全のみならず防災や危機管理の業務についてもより一層モード横断的に推進していく必要があります。

※ 運輸安全マネジメント制度

ヒューマンエラーによる事故を防ぐため、平成18年度から始まりました。運輸事業者自らが、経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制を構築し、その安全管理体制の実施状況を国が確認する「運輸安全マネジメント評価」を行うことで、運輸事業者の安全風土の構築、安全意識の浸透を図るものです。安全規制の保安監査と運輸安全マネジメント制度とが車の両輪となって安全を確保します。（別紙参照）

2. 運輸安全防災・危機管理業務推進本部及び運輸安全推進室の設置

上記の状況に鑑み、各地方運輸局等において「運輸安全業務推進本部」を防災・危機管理の業務まで含めて一体的に推進していく「運輸安全防災・危機管理業務推進本部」に改組することとしました。従来の「運輸安全業務推進本部」では次長が本部長でしたが、新しい「運輸安全防災・危機管理業務推進本部」では局長が本部長となります。

また、昨年12月に取りまとめられた「運輸の安全確保に関する政策ビジョン」において、今後の運輸安全マネジメント評価の取り組みの方向性として、各交通モード担当の連携強化等による安全管理の実効性の確保や中小事業者に対する普及啓発活動の強化が挙げられております。このような取り組みを進めていくために、「運輸安全防災・危機管理業務推進本部」の下に局次長を室長とする「運輸安全推進室」を設置することとしました。この「運輸安全推進室」においては、モード横断的に運輸安全マネジメント評価を行っていくとともに、事故等のデータや監査等に関する情報について共有するなどの取り組みを今後展開してまいります。